

平成 28 年 11 月 29 日

隠岐の島町長 池田高世偉 様

隠岐の島町庁舎建設検討委員会

委員長 林 秀 樹

隠岐の島町新庁舎建設に関する中間報告

平成 28 年 9 月 2 日に隠岐の島町長より招集され、6 回にわたり隠岐の島町新庁舎建設に必要な事項について検討を行ってまいりました。

新庁舎建設場所の意見がまとまりましたので、中間報告をいたします。

1. 当検討委員会の役割

当委員会は、隠岐の島町庁舎建設検討委員会設置要綱に基づき設置され、その掌握事務は、「(1) 新庁舎建設の基本計画に関すること。(2) 新庁舎建設の位置に関すること。(3) 前 2 項に掲げるもののほか、庁舎建設等に必要な事項に関すること。」となっております。本年 9 月 2 日より検討を行っております。

このうち、「(1) 新庁舎の基本指標 (2) 新庁舎の規模 (3) 新庁舎敷地面積 (4) 新庁舎建設位置」について中間報告として意見を述べることにしました。

2. 中間報告事項

2-1. 新庁舎の基本指標

新庁舎を建設するにあたり、その基本的な指標となる (1) 想定人口 (2) 新庁舎への集約化 (3) 新庁舎想定職員数及び議員数については、以下のとおりとすることが望ましいと判断しました。

(1) 想定人口

平成 27 年 11 月の「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において示されている将来人口の展望より、新庁舎が完成する平成 32 年度の人口である 13,530 人（≒14,000 人）を想定人口とすることが望ましいとしました。

(2) 新庁舎への集約化

分庁舎化にはメリットはあるものの、そのメリットのためには相応の費用負担も必要となる。また、集約庁舎の方が業務効率だけでなく町民も利用しやすくなることから、新庁舎に部署を集約することが望ましいとしました。

(3) 想定本庁職員数及び議員数

新庁舎建設までに、職員数の大幅な増減計画がないため、新庁舎の職員数も現行の組織構成を基本とし、特別職 3 名、職員数 188 名、町議会議員数 16 名の合計 207 名にて今後設計することが望ましいとしました。

2-2. 新庁舎の規模

新庁舎の延床面積は、前項の想定本庁職員数及び議員数からの検討を行うと共に、近年建設された類似自治体の庁舎の延床面積から、隠岐の島町新庁舎の延床面積は 5,000 m²程度が望ましいとしました。

2-3. 新庁舎敷地面積

新庁舎の敷地面積は、来客者、公用車、職員駐車場の他、災害時における防災広場を兼ねたイベントなどを行える多目的広場を新庁舎敷地内に設置することが望ましいという意見が出されました。

これらを検討した結果、新庁舎敷地面積は 13,500 m²程度必要であるとしました。

2-4. 新庁舎建設位置

新庁舎の建設位置について、可能性のある十数カ所の候補地をあげ検討してまいりました。

その検討の中では、町当局が作成した庁舎建設庁内検討結果報告書にある(1)実現性と経済性、(2)利便性、(3)防災拠点としての安全性に加え、将来の拡張性、そして、人口が集中する西郷都市計画区域だけでなく周辺地域の住民の利便性も含めたさまざまな観点から議論を進めてまいりました。

その結果、以下の条件を付して、「隠岐の島町下西田井 78-2 番地、78-7 番地、79-1 番地、79-2 番地、79-6 番地、80-2 番地」を中心とする敷地にて新庁舎を建設することが望ましいとの意見にまとまりました。

《建設地とする条件》

- (1) バス路線の検討を行い、当該候補地と、隠岐病院、フェリーターミナルなどの主要拠点を結ぶこと。

- (2) 当該候補地と隠岐病院を結ぶ町道西郷 3 号線の歩道付 2 車線の道路改良を行うこと。
- (3) 新庁舎のアクセスに必要となる、国道の右折レーンを含む交差点の改良、歩道の整備などを島根県に要請すること。

3. おわりに

当委員会は、これまで6回にわたって検討を行い、新庁舎建設位置に関する意見を中心に中間報告をまとめました。

今後は、行政サービス機能の向上や、地球環境に配慮した庁舎である事はもちろん、人にやさしく、新たなまちづくりの拠点となり多彩な町民活動や交流の場として活用できる「新庁舎に求められる機能」について委員会で十分討議し、隠岐の島町新庁舎が次世代に継承され、まちのシンボルとなるよう最終報告をまとめたいと考えております。

【資料】

- 資料 1 隠岐の島町庁舎建設検討委員会委員名簿
- 資料 2 隠岐の島町庁舎建設検討委員会検討経過
- 資料 3 新庁舎の基本指標
- 資料 4 新庁舎の規模
- 資料 5 新庁舎敷地面積
- 資料 6 新庁舎建設位置

資料 1

隠岐の島町庁舎建設検討委員会委員名簿

区 分	役 職 等	氏 名
委員長	島根県技術士会会長	林 秀 樹
副委員長	隠岐の島町商工会 副会長	服 部 俊 彦
委員	隠岐支庁建築部長	青 戸 智
	JA しまね隠岐地区本部 副本部長	金 阪 知 保
	隠岐法人会青年部	小 谷 茂 雄
	隠岐の島町まちづくり運動協議会	木 瀬 愛
	公募委員（会社経営者）	石 川 昭 美
	公募委員（自営業）	常 角 辰 夫
	公募委員（会社員）	長 崎 好 成
	公募委員（会社経営者）	前 川 昌 昭
	公募委員（無職）	吉 田 十 二
合計		11 名

隠岐の島町庁舎建設検討委員会検討経過

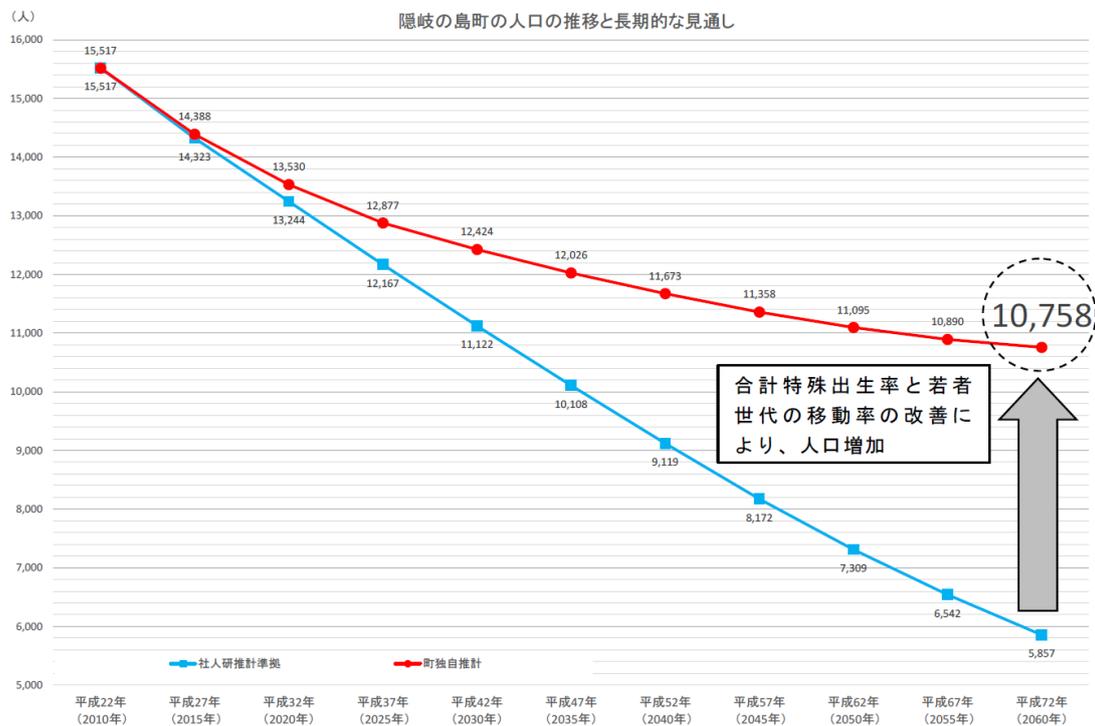
回	開催日	会議内容
第 1 回	H28. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長挨拶 ・ 委員長・副委員長の選出 ・ 議題 事務局作成「新庁舎建設基本計画（案）」の説明 事務局作成「新庁舎建設位置検討書」の説明 14 候補地提示したが 8 箇所に絞り込まれる
第 2 回	H28. 9. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「新庁舎建設位置について」……5 箇所に絞り込まれる
第 3 回	H28. 10. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体 庁舎事例の紹介 ・ 議題 「新庁舎建設位置について」……3 箇所に絞り込まれる
第 4 回	H28. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長挨拶 ・ 候補地 現地視察 ・ 議題 「新庁舎建設位置について」……2 箇所に絞り込まれる 「新庁舎建設基本計画（案）について」 「設計プロポーザル審査会委員派遣について」
第 5 回	H28. 11. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「新庁舎建設位置について」……2 箇所について討議
第 6 回	H28. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「新庁舎建設位置について」……新庁舎建設場所の決定 「他自治体 庁舎視察報告」 「中間報告書について」

新庁舎の基本指標

1. 想定人口

本町は、昭和 30（1955）年以降人口は減少しており、「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、本町の将来人口についての展望が出されている。その中で、新庁舎が完成する平成 32 年の人口である 13,530 人（≒14,000 人）を想定人口とする。

表 2-1 隠岐の島町人口の推移と長期的な見通し



2. 新庁舎への集約化の検討

本町の部署の構成は P3 表 2 「職員数調査結果」に示すように、6 課 74 名の職員が本庁舎外にて業務を行っている。

新庁舎を建設するにあたり、一つの庁舎に集約（集約庁舎）するか、分庁舎方式とするかで新庁舎規模に大きな影響を与えることから、新庁舎への集約化について検討を行う。

(1) 分庁舎方式のメリット

現在の分庁舎化状況に置けるメリットは以下の点が上げられる。

- ① 各庁舎に会議室があるため、本庁舎の会議室不足が軽減される。
- ② 分庁舎化により職員駐車場の不足が軽減される。

③ 分庁舎方式ならば本庁舎の規模が小さくできる。

(2) 庁舎集約化によるメリット

現在の分庁舎化状況に置けるメリットは以下の点が上げられる。

- ① 庁舎集約化により、現在の会議室総数を少なくすることができ、会議室は効率的に利用できる。
- ② 現在、公用車は、各庁舎毎に必要となり公用車総数が多くなっているが、集約化により公用車数は少なくできるとともに効率的に利用できる。
- ③ 分庁舎方式では、トイレ、台所、玄関等の共用スペースがそれぞれ必要で総延床面積は大きくなり、修繕費・更新費もそれに伴い大きくなる。
- ④ 分庁舎方式より水光熱費が安価となる。
- ⑤ 分庁舎方式では窓口が分散し、利用者にとって不便である。
- ⑥ 分庁舎方式では伝票、決裁に本庁までの移動が必要となり業務効率が悪い。
- ⑦ 分庁舎方式では、庁内のネットワーク利用に制限がかかる。また、セキュリティー面も十分な対応ができない。
- ⑧ 分庁舎方式だと災害時にも職員と対策本部が離れることとなり、迅速な災害対応ができない。
- ⑨ 集約庁舎の方が将来の部署数の変更に対応できる。

(3) 新庁舎への統合

前2項のように、分庁舎化にはメリットはあるものの、そのメリットのためには相応の費用負担も必要となる。また、集約庁舎の方が業務効率だけでなく町民も利用しやすくなることから、新庁舎に部署を集約することとする。

3. 想定本庁職員数及び議員数

職員数は、平成28年4月における本庁舎、ふれあいセンター、教育委員会、環境課、上下水道課に勤務する職員数調査の数字に基づき算出した。尚、環境課の清掃作業に従事する現業職員及び環境整備のための臨時職員は本庁舎外での業務が多いため含めていない。

職員数は将来大幅な増減計画がないため、新庁舎の職員数も現行の組織機構を基本とする。

表1 想定本庁舎職員数

		現庁舎	庁舎外	合計	備考
特	別	2	1	3	
職	課長	13	6	19	
	係長	24	16	40	
	一般職員	68	47	115	臨時職・現業職含む
	製図者	9	5	14	技術職員
	小計	114	74	188	
町議会議員	16		16	議員定数	

表 2 職員数調査結果 (H28. 4. 1 現在)

課 名	係 名	正 規 職 員						臨時 職員	備 考	
		課長	係長	主幹等	現業	製図	小計			
議会議務局	計	1	1	0	0	0	2	0		
	庶務係		1				1			
	議事調査係						0			
総務課 危機管理室	計	2	3	11	2	0	18	2		
	消防防災係			2			2	1		
	竹島対策係						0	1		
	行政係		1	4	2		7			
	広報広聴係		1	3			4			
大規模事業課	職員係		1	2			3			
	計	1	1	0	0	0	2	1		
企画財政課	事業推進係		1				1	1		
	計	1	3	7	0	0	11	1		
	企画調整係		1	3			4			
出納室	財政係		1	3			4	1		
	管財係		1	1			2			
	計	1	1	1	0	0	3	0		
税務課	出納室		1	1			2			
	計	1	3	8	0	0	12	1		
	住民税係		1	3			4	1		
	固定資産係		1	4			5			
町民課	納税推進係		1	1			2			
	計	1	2	9	0	0	12	1		
	戸籍住民係		1	4			5	1		
観光課	国保年金係		1	5			6			
	計	1	2	7	0	0	10	1		
	観光振興係		1	4			5	1		
定住対策課	交通交流係		1	3			4			
	計	1	2	3	0	0	6	3		
	定住対策係		1	1			2	2		
農林水産課	商工労働係		1	2			3	1		
	計	1	4	6	0	3	14	3		
	農林振興係		2	4			6	2		
	農林水産施設係		1			3	4		環境整備員除く	
建設課	水産振興係		1	2			3	1		
	計	2	2	1	0	6	11	0		
	土木係		1			3	4			
本庁 合計	管理住宅係		1	1		3	5			
	計	13	24	53	2	9	101	13		
	福祉課		1	5	10	0	0	16	3	
	地域福祉係		1	2			3	1		
保健課	生活支援係		1	3			4	1		
	児童福祉係		1	1			2	1		
	高齢者福祉係		1	2			3			
	包括支援センター		1	2			3			
環境課	計	1	2	11	0	0	14	0		
	健康係		1	9			10			
	訪問看護係		1	2			3			
上下水道課	計	1	2	3	0	0	6	0		
	生活環境係		1	2			3			
	清掃施設係		1	1			2		清掃従事者除く	
	計	1	3	4	4	5	17	0		
総務学校教育課 (教育委員会)	上水道施設係		1		4	1	6			
	下水道施設係		1			4	1			
	業務係		1	4			5			
生涯学習課 (教育委員会)	計	1	2	4	0	0	7	2		
	総務係		1	2			3	2		
	学校教育係		1	2			3			
分庁舎 合計	計	1	2	5	0	0	8	1		
	社会教育係		1	3			4			
	文化振興係		1	2			3	1		
総 合 計		6	16	37	4	5	68	6		
		19	40	90	6	14	169	19		

新庁舎の規模

新庁舎の延床面積については、起債許可標準面積算定基準、新営一般庁舎面積算定基準に基づく面積の算定、現状及び類似自治体庁舎例などを参考値として、適正な規模を設定する。

1. 現庁舎の延床面積

本庁舎及び支所・出張所を除く庁舎の床面積は以下のとおりである。

尚、車庫、庁舎外の資材倉庫は含まれていない。

表 1 現庁舎の延床面積内訳

	本庁舎	ふれあいセンター	本庁舎以外 (支所・出張所を除く)			計		
			教育委員会	環境課	上下水道課			
① 職員数	116人	33人	42人	19人	6人	17人	191人	
庁舎床面積 (㎡)								
② 事務室	特別職	58		21	21			79
	事務職	1,036	243	335	126	60	149	1,614
	小計	1,094	243	356	147	60	149	1,693
③ 倉庫・書庫	518	28	234	181	10	43	780	
④ 会議室・洗面所・便所等	348	353	237	84	50	103	938	
⑤ 玄関通路等	675	250	322	156	48	118	1,247	
⑥ 議場・議会諸室	309	0	0	0	0	0	309	
⑦ 宿直室	30	0	0	0	0	0	30	
⑧ 町民ホール	123	0	0	0	0	0	123	
⑨ 機械室	16	0	0	0	0	0	16	
⑩ 防災無線室	23	0	0	0	0	0	23	
⑪ 電算機室	60	0	0	0	0	0	60	
⑫ 合計	3,196	874	1,149	568	168	413	5,219	
一人当たり面積: ⑫÷①	27.6	26.5	27.4	29.9	28.0	24.3	27.3	

※本庁舎以外は、他機能と複合した施設なので、④玄関通路等の面積は(②+③+④)×40%とした。

2. 新庁舎延床面積の算定

平成 23 年度に廃止となった総務省の起債許可標準面積算定基準により算定した面積は下記のとおりである。

尚、この算定基準に含まれない施設・諸室については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を用いて算定した。

表2 起債許可標準面積算定表

		区分	人数	換算係数	換算人数	単位面積	算出面積(m ²)
(A) 総務省地方債 算定基準	事務室	特別職	3	12.0	36.0	4.5	162.00
		課長	19	2.5	47.5		213.75
		係長	40	1.8	72.0		324.00
		一般職員	115	1.0	115.0		517.50
		製図者	14	1.7	23.8		107.10
		小計	191		294.3		1324.35 …①
(H23廃止)	倉庫	事務室面積の13%					172.17 …②
による施設面積	会議室・便所・洗面所等	職員数 191人 × 7m ²					1337.00 …③
	玄関・通路等	(①+②+③) × 40%					1133.41
	議場及び議会諸室	議員数 16人 × 35m ²					560.00
(A)の計算に 含まれない諸室 国土交通省 新営庁舎基準 により算定	宿直室(2人)	10m ² /1人+3.3m ² /1人					13.30 …⑤
	機械室	冷暖房 (①+②+③+⑤) ≥ 2,000m ²					157.00
	電気室	冷暖房 (①+②+③+⑤) ≥ 2,000m ²					78.00
	自家発電機室						29.00
	町民ホール	現状の床面積					123.00
	防災無線室	現状の床面積					23.00
	電算機室	現状の床面積					60.00
							483.30 …⑥
合 計 (④+⑥)							5010.23
職員1人当り延床面積 : 5,010.23m ² ÷ 191人							26.23 m ² /人

3. 類似自治体庁舎の延床面積

近年建設された類似自治体の庁舎の延床面積は以下のとおりである。

表3 類似自治体延床面積

	人口	建築年	構造	延床面積	職員数	職員1人当り 延床面積
国見町	1.0万人	H26.5	木質ハイリット3階	4,839 m ²	108人	44.8 m ² /人
四万十町	1.8万人	H26.3	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造3階	5,261 m ²	198人	26.6 m ² /人
いの町	2.5万人	H27.3	鉄筋コンクリート4階	5,174 m ²	178人	29.1 m ² /人
城里町	2.0万人	H27.1	鉄筋コンクリート3階	5,113 m ²	146人	35.0 m ² /人
川島町	2.0万人	H27.12	鉄筋コンクリート4階	4,643 m ²	139人	33.4 m ² /人
さつま町	2.2万人	H26.3	鉄筋コンクリート3階	5,358 m ²	227人	23.6 m ² /人
			平均＝	5,065 m ²	166人	32.1 m ² /人

4. 新庁舎の必要延床面積

2. の総務省及び国土交通省の算定基準により算定した面積に対し、1. 現庁舎延床面積は200 m²程度多いが、分庁舎をまとめることで、会議室、便所、洗面所等の集約がはかれることを考慮し、新庁舎延床面積は5,000 m²程度が望ましい。

新庁舎敷地面積

1. 駐車場面積の算定

(1) 来庁者用駐車場

一般の来庁者用駐車台数については、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」(関龍夫千葉工業大学名誉教授 著)及び「最大滞留量の近似的計算方法」(岡田光正大阪大学名誉教授 著)により算定する。

《算定条件》

- ・人口 14,000 人 (資料 1 1 より)
- ・来庁者割合

窓口	:	人口の 0.9%
窓口以外	:	人口の 0.6%
- ※「市・町・村・役所の窓口事務施設の調査」より
- ・車での来庁割合 : 来庁者の 90%
- ・集中度 : 30% ※「最大滞留量の近似的計算方法」より
- ・窓口部門の平均滞留時間 : 30 分と仮定
- ・窓口部門以外の平均滞留時間 : 60 分と仮定

《駐車必要台数の算定》

1 日当たりの来庁者台数 = 隠岐の島町人口 × 来庁者割合 × 車での来庁者割合

〈窓口〉 来庁者台数 = 14,000 人 × 0.9% × 90% ≒ 113 台/日

〈窓口以外〉 来庁者台数 = 14,000 人 × 0.6% × 90% ≒ 76 台/日

必要駐車台数

= 最大滞留量(台/日) = 1 日当たりの来庁者台数 × 集中度 × 平均滞留時間

〈窓口〉 必要駐車台数 = 113 台 × 30% × 30 分 / 60 分 ≒ 17 台/日

〈窓口以外〉 必要駐車台数 = 76 台 × 30% × 60 分 / 60 分 ≒ 23 台/日

合計 40 台

現在の来客用駐車台数は約 50 台であり、上記算定結果より多いものの、議会時などには来客用駐車場が満車となることも見受けられる。

よって、来庁者用駐車台数は現在の台数 50 台に議員定数と報道機関を考慮し 20 台を加えた 70 台とする。

尚、イベント時の来場者駐車場については、イベントのほとんどが休日であることから、職員駐車場を利用することとする。

(2) 公用車駐車場

公用車台数については、現状と同程度（本庁 39 台、上下水道課 9 台、環境課 2 台、教育委員会 8 台）の 58 台を目安にし、駐車方法は屋外駐車場に 40 台、屋内駐車場に 18 台を駐車することを想定する。

(3) 議会用駐車場

議員用、報道機関用、傍聴者用の駐車場については、来庁者用駐車場を利用する。

(4) 職員駐車場

現在駐車している職員を調べたところ、以下のとおりであった。

本庁職員駐車台数	150 台
上下水道課駐車台数	17 台
環境課駐車台数	6 台
教育委員会駐車台数	19 台
計	192 台

(5) 必要駐車台数及び敷地面積

上記算定結果より、駐車台数とそれに必要な敷地面積は以下より 8,000 m² とする。

表 1 必要駐車場面積

	台数 (台)	1台当たり 面積 (m ²)	必要面積 (m ²)
来客用駐車場	70	25	1,750
公用車駐車場	58	25	1,450
職員駐車場	192	25	4,800
			8,000

※総務省地方債算定基準面積 25m²/台

2. 駐輪場面積の算定

現本庁舎の駐輪場 (15.5m×5.5m=85.25 m²) と同程度の面積である 90 m² とする。

3. 多目的広場面積の算定

新庁舎は町民から親しまれ、各種イベントに使用でき、災害時には緊急支援物資などの受け入れに利用できる多目的広場を設置する。

多目的広場の面積については、災害時に緊急支援物資の受け入れ、集積所（又は支援機関宿营地）として機能を前提として下記のとおり面積とする。

表 2 多目的広場面積

区分	算出根拠	算出面積
① ヘリコプター 離着陸場	着陸帯(標準)に必要な面積 36m×36m=1,296 m ² ≒ 1,300 m ² ※なお、付近の状況により着陸可能・不可能の場合もある。	1,300 m ²
② 緊急支援 物資集積場	陸上自衛隊 宿営用天幕 6名/張、底面積12 m ² /張 200人(中隊規模)÷6人/張≒34張 34張×12 m ² /張=408 m ² 通路、自炊、衛生施設(トイレ等)を加えると約1,000~1,200 m ² が必要と想定される。	1,100 m ²
合 計		2,400 m ²

4. 新庁舎敷地面積

新庁舎の延床面積は資料3で5,000 m²としていることから、本庁舎に必要な敷地面積は、3階建てで周囲に5mの余裕をとると、

$$\{(\sqrt{(5,000 \text{ m}^2 \div 3 \text{ 階}})) + 5\text{m} + 5\text{m}\}^2 = 2,583 \text{ m}^2 \approx 3,000 \text{ m}^2 \text{ と想定する。}$$

よって、新庁舎の必要敷地面積は下記面積が望ましい。

表 3 新庁舎必要敷地面積

区分	算出面積	
駐車場面積	8,000 m ²	
駐輪場面積	90 m ²	
多目的広場面積	2,400 m ²	
庁舎建設面積	3,000 m ²	
合 計	13,490 m ²	≒ 13,500 m ²

新庁舎建設位置

1. 新庁舎建設位置の基本的な考え方

新庁舎建設位置については、町当局が作成した庁舎建設庁内検討結果報告書にある（１）実現性と経済性、（２）利便性、（３）防災拠点としての安全性の他、将来の拡張性を加えた４点を基本的な考え方とする。

（１）実現性と経済性

町の経済状況を考え、新庁舎建設用地の取得費を抑制できる場所及び庁舎移転がスムーズに行える場所を選定。

（２）利便性

新庁舎までのアクセスを十分に配慮した場所、十分な駐車スペースが確保できる場所及び他の公共施設と連携の取りやすい場所の選定。

（３）防災拠点としての安全性

津波、土砂崩れ、浸水など自然災害の影響を受けにくい場所、町民や防災関係機関がアクセスしやすい場所の選定。

（４）将来の拡張性

社会ニーズの変化による新たな施設、設備の増築や、次回の庁舎建て替え時に用地の確保が容易な場所を選定。

2. 新庁舎建設エリアの選定

隠岐の島町は平成 16 年に都万村・五箇村・布施村と西郷町が合併した町です。

新庁舎をどのエリアに選定するかが、旧町村住民にとっては少なからぬ影響を与えることとなる。

（１）町内でのエリア選定

合併前の各町村の庁舎は、都万村は中里、五箇村は北方、布施村は布施、西郷町は城北町と、人口が多い地区に設置されてきています。隠岐の島町の人口の 48%は、西郷エリアが占め、それに隣接する原田、東郷、磯エリアが 20%を占めることから、西郷エリア及びその周辺において候補地を選定することとした。

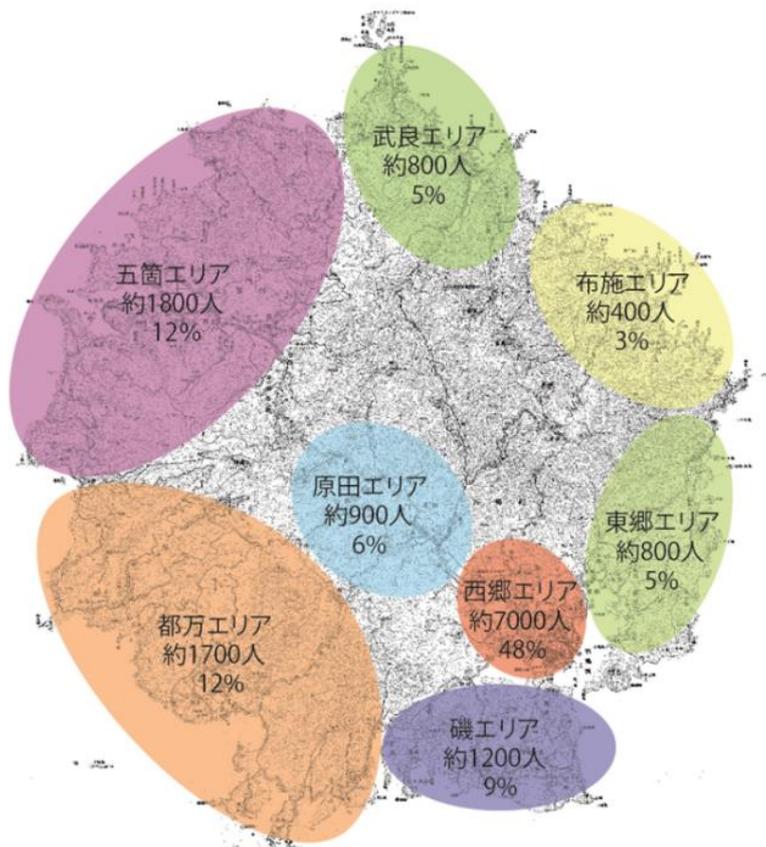


図1 人口分布図

(2) 西郷エリア周辺の状況

新庁舎の建設位置については、利便性、防災性、他施設との連携を考慮しなくてはならない。西郷エリア周辺の状況についてまとめると図2のようになる。

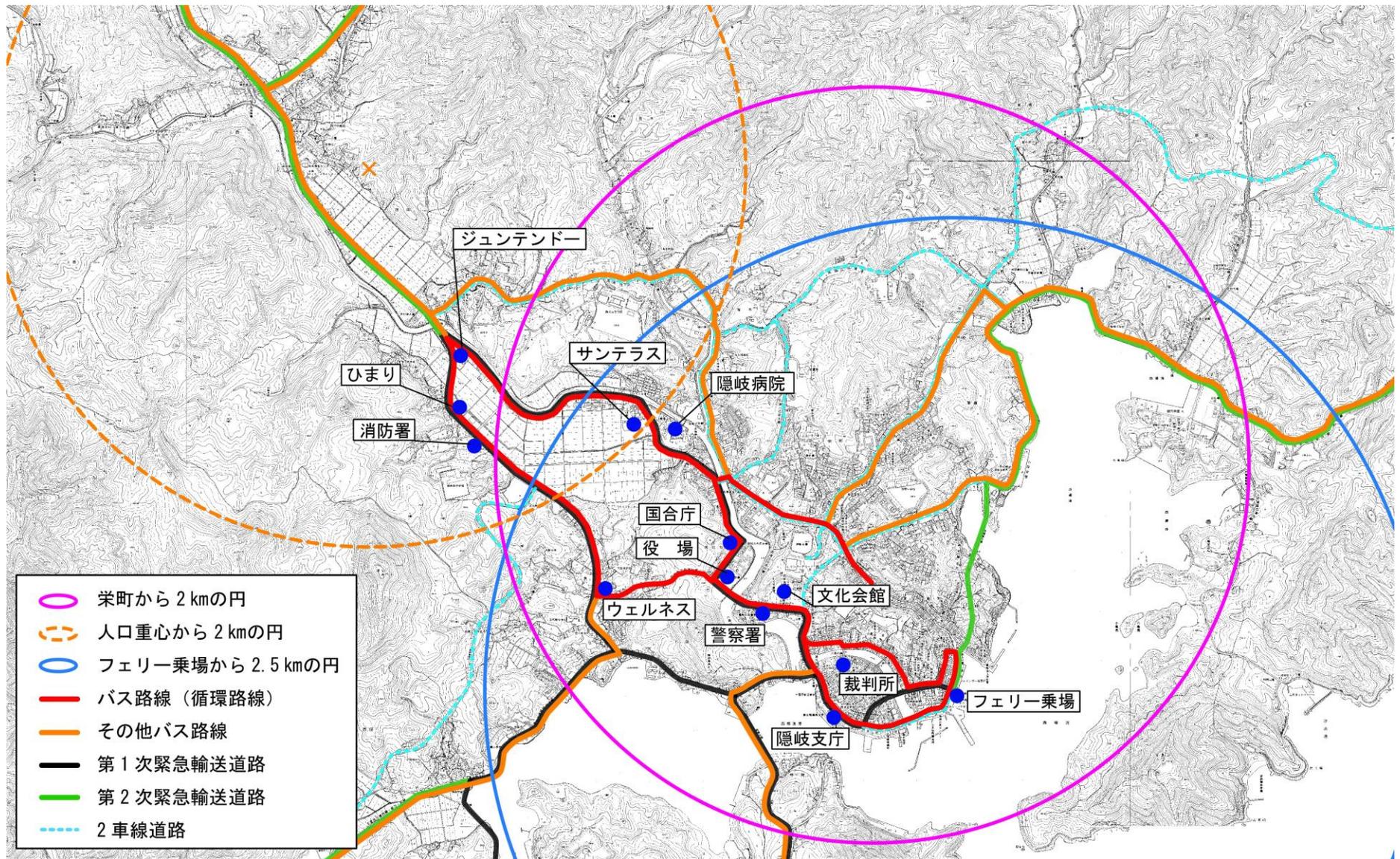


図 2 西郷エリア周辺の状況

3. 候補地の選定

「資料5 新庁舎敷地面積」で検討された敷地面積を前提条件として、前項にある西郷エリア周辺の交通・道路状況や公共施設等を考慮して候補地を検討したところ候補地は十数カ所あげられた。しかし、敷地面積は確保できるものの、敷地造成、開発における法的な手続き、防災拠点としての安全性などさまざまな制約が露見し候補が絞られた。

更には、人口が集中する西郷都市計画区域だけでなく周辺地域の住民の利便性と共に、農業生産活動への影響を小さくすることも考慮した。

そのようにさまざまな観点から検討した結果、以下の2箇所が新庁舎建設の候補地として絞り込まれた。

候補地①・・・ 隠岐病院前候補地

候補地②・・・ 処理場横候補地



図3 新庁舎建設候補地

4. 新庁舎建設位置の決定

前項2箇所の候補地について比較を行うと以下のとおりである。

(1) 実現性と経済性

候補地①は、候補地の一部に宅地及び社屋があり、用地交渉に時間が必要であるとともに、用地買収費が高額となる。それに対し候補地②は農地であり、用地買収費が安価である。

また、工事時には候補地①周辺には隠岐病院、商業施設があり、工事用車両の通行には注意を払う必要がある。それに対し候補地②は2車線改良が完了している国道に隣接していると共に処理場敷地が隣接しており、工事を円滑に進めることができる。

(2) 利便性

候補地①は、隠岐病院、商業施設に近く、街部及び病院利用者には利便が良いものの、隠岐病院入口の交差点改良が早急に必要となる。また、町道西郷3号線により敷地が分断され交通安全上の課題がある。

候補地②は、隠岐病院、商業施設から多少離れた位置にあるものの、都万・磯・五箇・布施方面からの利便は良い。隠岐病院との連携を図るために町道西郷3号線の改良及びバスの敷地内への乗り入れが必要である。

(3) 防災拠点としての安全性

両候補地とも、2車線道路に接している。浸水被害に対しては両候補地とも造成地盤高を上げることで浸水被害を回避できるものの、八尾川決壊時には、候補地①周辺の道路は浸水が想定されており、役場庁舎が孤立する可能性がある。それに対し候補地②は、周辺地盤より高い国道に接しており、八尾川決壊時にも防災拠点としての機能が維持できる。

(4) 将来の拡張性

候補地①、候補地②とも周辺が農地であり、将来的に敷地を広げることは可能である。

以上のことから、候補地①は、(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については、課題があり、(2) 利便性については、隠岐病院や商業施設に近く優れているものの交通安全上の課題がある。

それに対し、候補地②は、(2) 利便性については、課題があるものの、(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については、優れていると言える。

このように、それぞれの利点、課題がある。

しかし、候補地②の(2) 利便性については、バス路線の再構築又は、道路改良によりそれを改善する事ができるのに対し、候補地①は(1) 実現性と経済性、(3) 防災拠点としての安全性については改善する事が困難な要素が多い。

このことから、以下の条件を付して、候補地②、「隠岐の島町下西田井 78-2 番地、78-7 番地、79-1 番地、79-2 番地、79-6、80-2 番地」を中心とする約 10,000 m²の敷地に新庁舎を建設

し、13,500 m²の敷地を確保するため、西郷浄化センターの未利用地約 4,000 m²を当面、職員駐車場等に利用することで事業費の節減にも努めることが望ましい。

次項に敷地想定平面図を添付する。

《建設地とする条件》

- (1) バス路線の検討を行い、当該候補地と、隠岐病院、フェリーターミナルなどの主要拠点を結ぶこと。
- (2) 当該候補地と隠岐病院を結ぶ町道西郷3号線の歩道付2車線の道路改良を行うこと。
- (3) 新庁舎のアクセスに必要となる、国道の右折レーンを含む交差点の改良、歩道の整備などを島根県に要請すること。

敷地想定平面図

